

刈谷市告示第 6 4 号

洲原公園レクリエーション施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、刈谷市議会の議決を経て、次のとおり指定したので、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 2 0 年条例第 2 4 号）第 6 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

1 施設の名称

洲原公園レクリエーション施設

2 指定管理者となる団体

（1）名 称 刈谷市H S 共同企業体

代表者 株式会社スポーツプラザ報徳

代表取締役 安 藤 剛

（2）所在地 神奈川県小田原市堀之内 4 5 8 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

刈谷市告示第 6 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 5 の 2 第 1 項、刈谷市税条例（昭和 2 5 年条例第 8 号）第 2 0 条の 2 第 1 項及び刈谷市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 1 6 号）第 2 9 条の規定に基づき、令和 6 年刈谷市告示第 5 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る地方税法、刈谷市税条例、刈谷市国民健康保険税条例、刈谷市税条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 7 号）又は刈谷市国民健康保険税条例施行規則（昭和 4 9 年規則第 1 0 号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（いずれもその期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものに限る。）の期日は、同月 3 1 日とする。

令和 7 年 1 0 月 2 日

刈谷市長 稲 垣 武

都道府県	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町